

① プログラム等準備金の益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十二(二十一) 平十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期益金算入額の計算	4年経過後4年間均等益金算入額 (15)の計	1	貸借対照表との差額の明細	貸借対照表に計上されている プログラム等準備金	7
	同上以外の場合による益金算入額 (16)の計	2		差引 (7)-(6)	8
	計 (1)+(2)	3		当期積立額	9
翌期繰越額の計算	期首プログラム等準備金の金額	4	前期以前分	貸借対照表の取崩不足額 (3)-((9)-((7)-前期の(7)))	10
	当期益金算入額 (3)	5		計 (9)+(10)	11
	期末プログラム等準備金の金額 (4)-(5)	6		前期末における差額 (前期の(8))	12

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (14)-(15)-(16)
			4年経過後4年間均等益金算入による場合 (13) × $\frac{1}{48}$	(15) 以外の場合	
	13	14	15	16	17
から四年を経過したものの翌日	円	円	円	円	
から四年を経過しないもの翌日					円
計			円		

別表十二（二十一）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で情報処理の促進に関する法律第2条第3項（定義）に規定するソフトウェア業、他人の用に供するために構成した著作権法第2条第1項第10号の3（定義）に規定するデータベースを譲渡し、提供し、若しくはその利用の許諾を行う事業若しくは統合情報処理システムサービスを提供する事業（以下「ソフトウェア業等」といいます。）を営むものが平成15年改正措置法附則第97条第2項（プログラム等準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成15年改正前の措置法第57条第2項から第5項まで、第8項若しくは第9項（プログラム等準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人でソフトウェア業等を営むものが平成15年改正措置法附則第116条第2項（プログラム等準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成15年改正措置法による改正前の措置法第68条の51第2項、第3項、第7項若しくは第8項（プログラム等準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「翌期繰越額の計算」の「期首プログラム等準備金の金額4」には、当期首現在の税務計算上のプログラム等準備金の金額を記載します。

3 「益金算入額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) この欄は、プログラム等準備金の積立額の損金算

入の適用を受けた法人が、積立後4年を経過したこと、任意に取り崩したこと等による益金算入額を計算する場合に記載します。

(2) 「積立事業年度」には、当期首現在のプログラム等準備金の金額を「積立事業年度終了の日の翌日から4年を経過したもの」と「積立事業年度終了の日の翌日から4年を経過しないもの」とに区分し、それぞれの該当欄に、その積立度が最も古い事業年度から順次記載します。

(3) 「当初の積立額のうち損金算入額13」には、積立事業年度において積み立てた準備金額で損金の額に算入された金額を記載します。

(4) 「期首現在の準備金額14」には、前期分のこの明細書の「翌期繰越額17」の金額をその事業年度ごとに記載します。

(5) 「当期益金算入額」の「4年経過後4年間均等益金算入による場合 $(13) \times \frac{15}{48}$ 」には、「積立事業年度終了の日の翌日から4年を経過したもの」の各事業年度だけについて積立事業年度ごとに計算して記載します。

この場合「 $(13) \times \frac{15}{48}$ 」の分子には、当期の月数（1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。

(6) 「当期益金算入額」の「(15)以外の場合16」には、当期において準備金を目的外に取り崩した場合に、その取り崩した金額を積立事業年度の最も古い事業年度の期首現在の準備金額からまず取り崩したものとして順次記載します。